貸付自粛制度

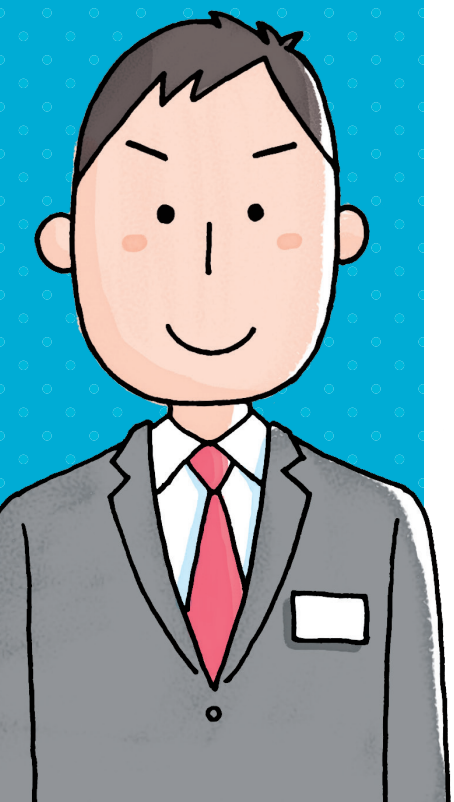

全国銀行協会でも受付を開始します

平成31年（2019年）３月29日（金）から、全国銀行協会の全国銀行個人信用情報センターにおいて、「貸付自粛制度」がスタートします。

この制度を利用することで、全国銀行個人信用情報センターまたは日本貸金業協会のどちらかへの申告手続きで、㈱日本信用情報機構、㈱シー・アイ・シー、全国銀行個人信用情報センターに貸付自粛情報（ご本人から借入をしないとの申出があった旨の情報）を登録できます。

⚠ この情報は、金融機関において借入審査の際に利用されます。

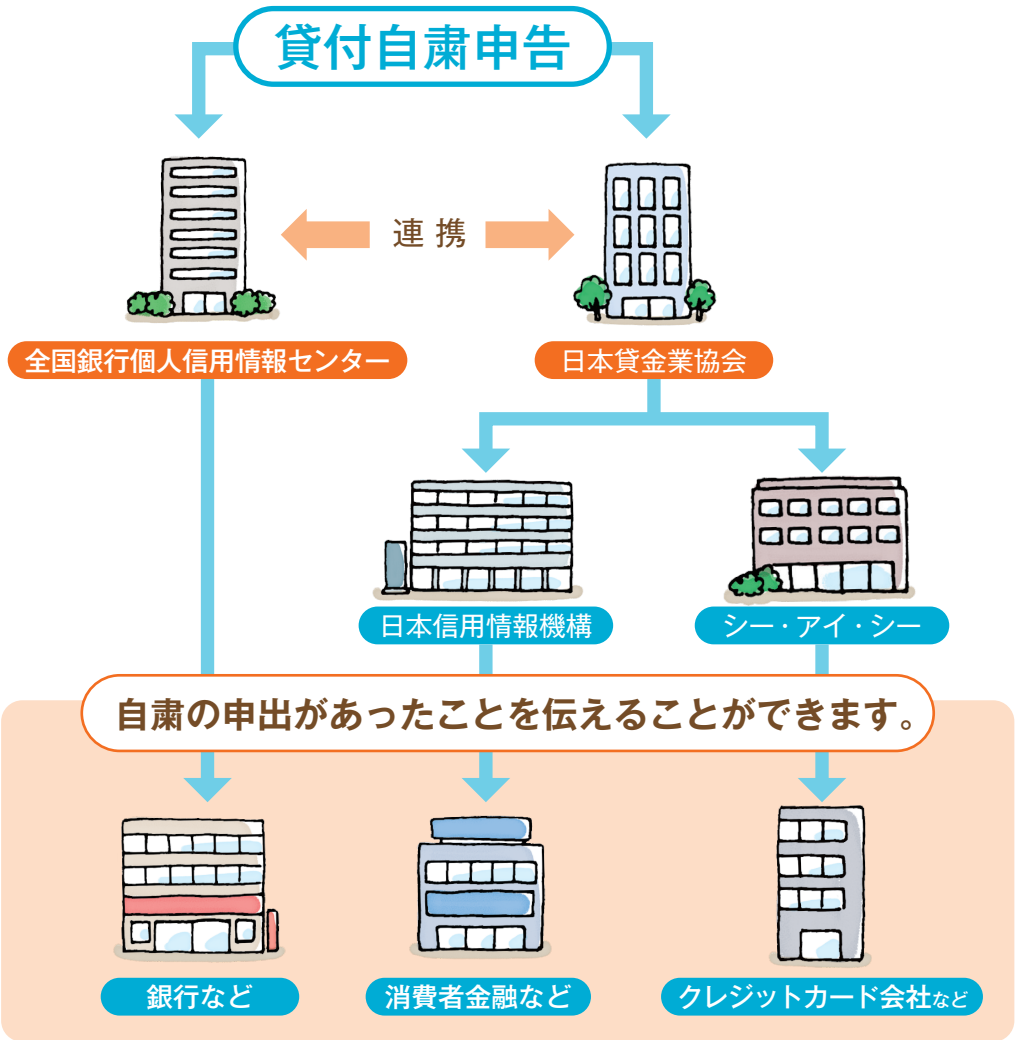

貸付自粛制度とは

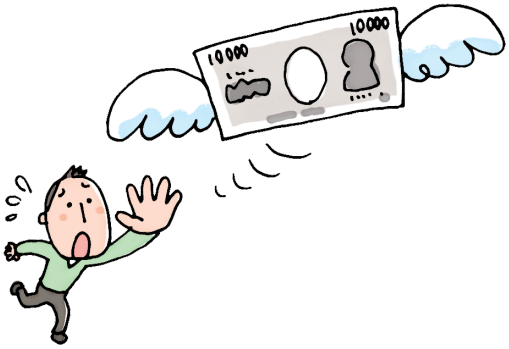

- ご本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症によりご本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあることなどの理由によって、自らを自粛対象者とする旨を全国銀行個人信用情報センターまたは日本貸金業協会に対して申告していただきます。

  ※自粛対象者とは、ご本人が金融機関等に対してお借入の申込みをされてもこれに応じないこととするよう求める対象となる個人をいいます。
  ※代理人等が申告する場合には条件がありますのでウェブサイトをご確認ください。

- 申告された貸付自粛情報を、㈱日本信用情報機構、㈱シー・アイ・シー、全国銀行個人信用情報センターに登録し、一定期間、各情報機関に加盟する金融機関等に対してその情報を提供します。

  ※貸付自粛情報は、各情報機関に加盟する金融機関等が、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

全国銀行個人信用情報センターと日本貸金業協会との情報連携

全国銀行個人信用情報センターは、受付した申告にもとづく貸付自粛情報を日本貸金業協会に提供し、また、日本貸金業協会が受付した貸付自粛情報の提供を全国銀行個人信用情報センターが受けることにより、それぞれで受付した申告が㈱日本信用情報機構、㈱シー・アイ・シー、全国銀行個人信用情報センターにおいて登録され、各情報機関に加盟する金融機関等が利用できるよう情報連携します。

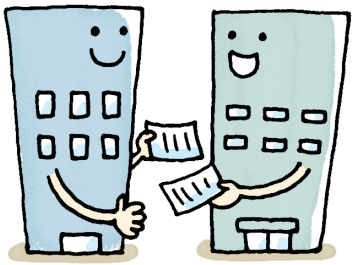

貸付自粛制度の詳しい内容は、下記ウェブサイトをご覧ください。

全国銀行個人信用情報センター
https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/

日本貸金業協会
https://www.j-fsa.or.jp/personal/contact/way.php

貸付自粛に係る承諾事項（抜粋）　※ご申告の際には、必ず貸付自粛に係る承諾事項（全文）をお読みください。

1. 全国銀行個人信用情報センター（以下「センター」という。）が、本申告等にもとづく貸付自粛の対象となる者（以下「自粛対象者」という。）の本人識別情報（氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、勤務先名、勤務先電話番号）および本人確認書類（「本籍地」を除く。）に記載された内容（以下「貸付自粛情報」という。）を日本貸金業協会（以下「貸金業協会」という。）に提供すること。自粛対象者本人以外による申告の場合は、自粛対象者と法定代理人等申告者との続柄および申告者の本人識別情報（氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号）を貸付自粛情報に加えて貸金業協会に提供すること。貸金業協会は貸金業協会が指定する次に掲げる個人信用情報機関（以下「指定する各機関」という。）に貸付自粛情報を通知し、当該機関が登録すること。
   【貸金業協会が指定する個人信用情報機関】
   ○株式会社日本信用情報機構（JICC）（https://www.jicc.co.jp/）　○株式会社シー・アイ・シー（CIC）（https://www.cic.co.jp/）
2. 貸付自粛の申告をした場合には、申告が受理された日から３か月が経過するまで申告を撤回できないこと。
3. 貸付自粛情報がセンターおよび指定する各機関に登録された場合であっても、当該情報は、センターおよび貸金業協会が指定する各機関の会員による与信判断を拘束するものではないこと。
4. センターは、本申告等にもとづく貸付自粛情報を登録すること。
5. センターおよび貸金業協会が指定する各機関が、本申告等にもとづく貸付自粛情報（指定する各機関においてはセンターから貸金業協会を通じて提供された貸付自粛情報）を、申告日より５年以内の登録期間とし、センターおよび当該機関に加盟するそれぞれの会員に対して、返済能力に関する調査のために提供すること。
6. センターおよび貸金業協会が指定する各機関の会員において、当該貸付自粛情報を返済能力に関する調査のために利用した結果、与信取引において申告者が意図しないかたちで利用される可能性があること。

JBA JAPANESE BANKERS ASSOCIATION
一般社団法人
全国銀行協会